

宮多地区堆肥舎建築工事

森山氏：堆肥舎

令和5年度

公益財団法人 沖縄県農業振興公社

森山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事						工事年度	令和5年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地						図面名称 縮 尺	表 紙	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社						図面番号		
摘要								名 称	建築設計 a i r
審 査	課 長	副 參 事	設 備 事 業 監	班 長	主 幹	担当者	設 計 者	資 格 者 氏 名	下 地 秀 政
								登 錄 番 号	一級建築士 登 錄 第 313070号
								所 在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書(1)	S-01	構造設計標準仕様書
A-02	特記仕様書(2)	S-02	鉄筋エンクリート構造配筋標準図(1)
A-03	特記仕様書(3)	S-03	鉄筋エンクリート構造配筋標準図(2)
A-04	特記仕様書(4)	S-04	柱状図
A-05	案内図・計画概要	S-05	伏せ図・部材リスト・軸組図
A-06	配置図・求積図		
A-07	仕上表・平面詳細図・屋根伏図・母屋詳細図		
A-08	立面図・断面図		
A-09	断面詳細図		
A-10	赤土流出防止対策図		
A-11	雑詳細図		

森山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事		工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地			図面名称 縮 尺	図面リスト noscale
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-00
摘要				名 称	建築設計 a i r
設計者	管理建築士	設 計	製 図	資格者氏名	下 地 秀 政
備 考				登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
				所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

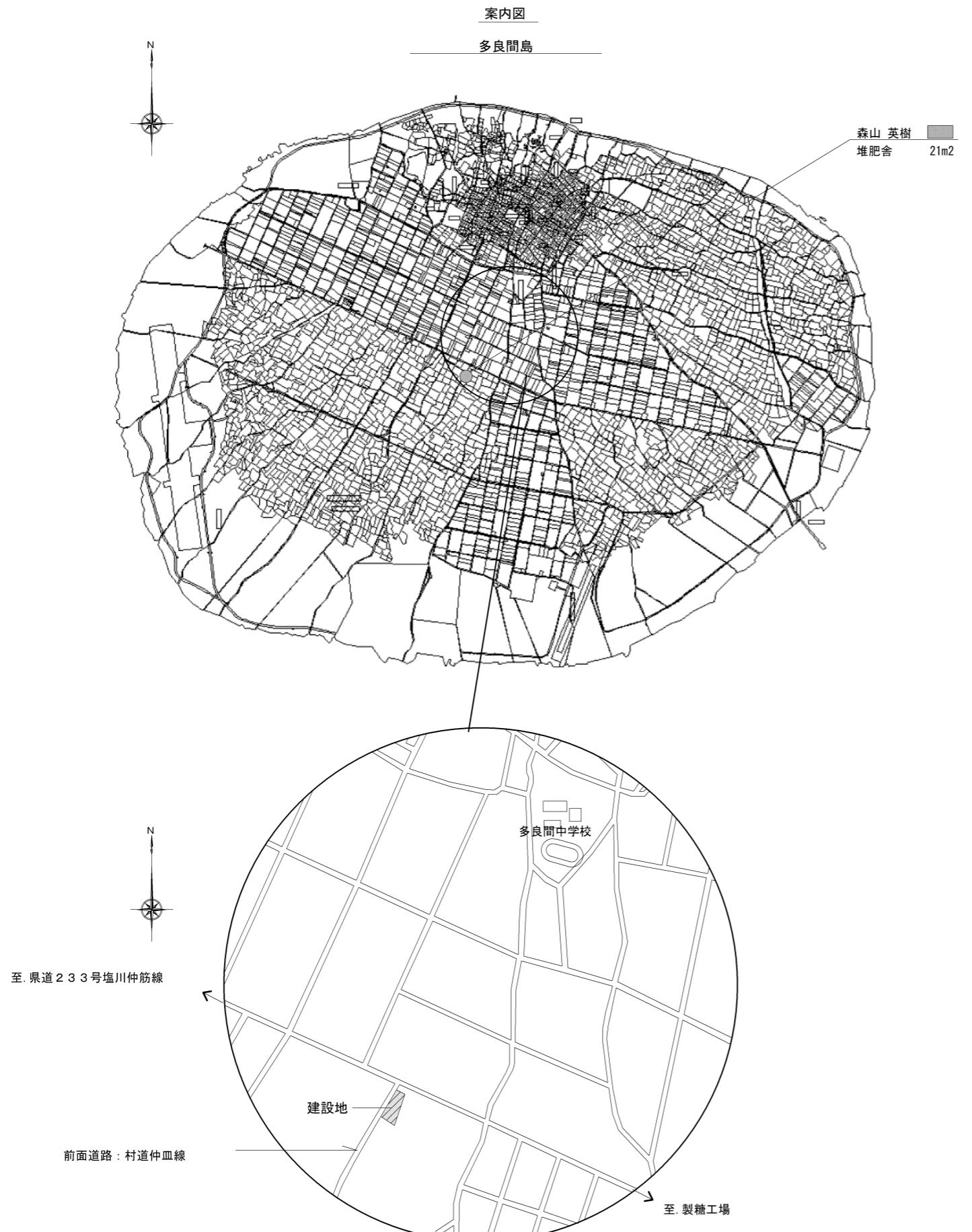
建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部			
令和4年7月改定版			
1 工事概要			
(1) 工事名 : 宮古地区堆肥舎建築工事(森山氏)			
(2) 工事場所 : 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋1499番地			
(3) 敷地面積 : 248.38 m ²			
(4) 工事種目 : 新築			
ア 建築物			
建築物の名称	堆肥舎	主要用途	堆肥舎
構造及び階数	RC造平屋	工事種別	新築
建築面積	21.00m ²	延べ面積	21.00m ²
イ 工作物及び立木		工作物等の名称	
数量			
2 本工事の設計時期			
本工事の設計書は、令和6年3月点までの沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。			
3 建築工事仕様			
(1) 標準仕様		図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁常務部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以下「標準仕様書」という。)による。	
(2) 特記仕様		ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「」に○印の付いたものを適用する。 「」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。 「」と※に○印がついた場合は共に適用する。	
ウ 項目及び特記事項に記載の「」内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。		エ 特記事項に記載の「」(参.)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。	
4 その他			
(1) 公共事業労務費調査に対する協力		ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力をわなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。	
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後ににおいても、同様とする。		ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。	
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。		ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となつた場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力をわなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。	
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策		受注者は、当該工事の施工に当たつて「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。	
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をすること。		イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。	
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。		エ 受注者は計画工程表の提出に当たつて、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。	
(3) ワンデーレスポンスの実施		ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。	
ア この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。		エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。	
(4) 工事監理業務への協力等		ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。	
(4) 工事監理業務への協力等		イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。	
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。		エ 建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。	
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて		オ 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。	
(6) 県産資材の優先使用		カ 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。	
(7) 下請業者の県内企業優先活用		メ 県産及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁常務部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以下「標準仕様書」という。)による。	
(8) 不発弾等発見時の処理について		モ 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。	
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。		シ なお、これについては、下請業者へも周知すること。	
(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について		タ 本工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全を十分に行うこと。	
ア 本工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全を十分に行うこと。		ト イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。	
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。		カ ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。	
エ さし替の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることができないようにすること。		シ オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「下法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。	
カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。		カ ナ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。	
キ アから力の事につき、下請契約における受注者を指導すること。		カ ハ 不正軽油の使用の禁止等について	
(10) 不正軽油の使用の禁止等について		ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。		イ ハ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
(11) 設計図書における資材等の取扱いについて		イ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図とのおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
ウ 「参考図」は建設工事請負契約第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。		シ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
(12) ガイドライン等の遵守について		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(建設工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。		シ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。		シ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
イ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
(14) ワンデーレスポンスの実施		シ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
ア この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
「ワンデーレスpons」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。		シ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
イ 受注者は計画工程表の提出に当たつて、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。		カ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。		シ 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	
エ 効果・課題			

①一般共通事項へ 続き	⑭ 主任技術者・監理技術者	<p>(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>イ 檢査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならぬ。</p> <p>イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならぬ。</p>
	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯	<p>(1) 地域外からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等の適用</p> <p>(1) 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。 なお、以下の地域外からの労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。 (変更対象項目) 共通仮設費:準備費(借上費)、宿舎費(宿泊費、労働者送迎費) 現場管理費:労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)</p> <p>(2) 受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書」及び、地域内からの労働者が確保出来ないとする関係団体等からの証明書(監督員が指示する場合)を事前に監督員に提出し、該当工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。</p> <p>(3) 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書」及び、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料(以下、「根拠資料」という)を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。 なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。</p> <p>(4) 受注者は、「変更対象項目に対する実績報告書」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。</p> <p>(5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。 なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。</p> <p>(6) 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>
	⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰ ⑰	<p>(2) 材料等</p> <p>(1) 鋼筋(5.2.1) 種類の記号 呼び名(mm) 備考 構造図による</p> <p>(2) 溶接金網(5.2.2) 網目の形状 寸法 鉄線の絆 備考 レギュラー 150×150 Φ5</p> <p>(3) 繰手及び定着(5.3.4) ① 繰手の種類等 施工部位 繰手の種類 備考(重ね継手の長さ等) 構造図による</p> <p>(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。 (3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。】</p> <p>(4) 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(5.3.5) (1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ: (2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ: (3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法: 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参ー)による。】図示 【・(参ー)による。】図示</p> <p>(5) 各部配筋(5.3.7) 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 【・(参ー)による。】図示 【・(参ー)による。】図示</p> <p>(6) 機械式継手 機械式継手の種類:・図示・</p>
	⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲ ⑲	<p>(1) コンクリートの強度</p> <p>(1) 気乾単位容積質量による種類 ・普通コンクリート ※ I 類 構造図による ・軽量コンクリート Ⅱ 類 ・普通コンクリート ※ I 類 ・軽量コンクリート Ⅱ 類 ・普通コンクリート ※ I 類 ・軽量コンクリート Ⅱ 類</p> <p>(2) コンクリートの材料 (1) セメントの種類 【※普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種・】 (2) フライアッシュセメントB種の適用箇所:【・図示・】 (3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分:※A・B (6.3.1)</p> <p>(3) コンクリートの強度試験 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。</p>
	⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳ ⑳	<p>(1) 耐久性評定</p>
	㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑ ㉑	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒ ㉒	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓ ㉓	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗ ㉗	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘ ㉘	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙ ㉙	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚ ㉚	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛ ㉛	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕ ㉕	<p>(1) 地盤調査</p>
	㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖ ㉖	<p>(1</p>

⑥ コンクリート工事(統括)	④コンクリート打放し仕上げ (6.2.5)(6.8.1)	仕上げの種別 打増し厚さ 施工部位 備考 B種 図示 見掛け部	<p>工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。</p> <p>6 打継ぎ(6.6.4) 打継ぎ目地の寸法は、図示による。</p> <p>⑦型枠 (1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ 【・20mm・()mm】 ○図示 (6.8.1) (6.8.2) (2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。 (3) MCR工法の適用:・有り【 使用箇所:・図示 ・】</p> <p>8 軽量コンクリート (6.10.1) (6.10.2) 施工部位 種類 気乾単位容積質量 ・1種 ・2種</p> <p>水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所:・図示 ・】</p> <p>⑨暑中コンクリート 暑中コンクリートの適用は【宮古島市】の日平均気温の平年値が25°Cを超える[5月16日]から[10月25日]までとする。 (注)適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【】を記載すること。</p> <p>⑩品質確保 レディーミクストコンクリートの品質確保については、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建第95号)及び「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について」(平成15年11月10日付け国営技第71号)を適用する。</p>	8 1 補強コンクリートブロック造 (8.2.2)(8.2.4)(8.2.5) 2 コンクリートブロック帳壁及び塀 (8.3.2)-(8.3.4) 3 ALCパネル (8.4.2)-(8.4.5) (表8.4.2) (表8.4.3) 4 押出成形セメント板(ECP) (8.5.2)-(8.5.4) (表8.5.1) 5 外壁パネル工法 (8.4.3)(8.5.3)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋 ブロックの種類及びモジュール呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋 塀の場合の化粧ブロックの有無 :【・有り ・無し】 (1) パネルの種類等 パネルの種類 单位荷重 厚さ 長さ 構法 (2) 床パネルの耐火性能:【・1時間 ・2時間】 (3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅: 【・図示 ・()mm】 (4) 耐火目地材の適用:【・適用する ・適用しない】 パネルの種類 表面形状 厚さ 幅 取付工法 (1) 地震に対する安全性 設計用震度(K_H) 設計用震度 帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材)の性能 設計用水平震度(K_H) ※1.0 設計用鉛直震度(K_V) ※0.5 (2) 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形 帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの接合角) ・1/100 ・1/200 左記の層間変形角に対して、脱落しないこと
	⑤コンクリートの品質管理	工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。			
	6 打継ぎ(6.6.4)	打継ぎ目地の寸法は、図示による。			
	⑦型枠	(1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ 【・20mm・()mm】 ○図示 (6.8.1) (6.8.2) (2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。 (3) MCR工法の適用:・有り【 使用箇所:・図示 ・】			
	8 軽量コンクリート (6.10.1) (6.10.2)	施工部位 種類 気乾単位容積質量 ・1種 ・2種			
	水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所:・図示 ・】				
	⑨暑中コンクリート	暑中コンクリートの適用は【宮古島市】の日平均気温の平年値が25°Cを超える[5月16日]から[10月25日]までとする。 (注)適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【】を記載すること。			
	⑩品質確保	レディーミクストコンクリートの品質確保については、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建第95号)及び「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について」(平成15年11月10日付け国営技第71号)を適用する。			
	1 鋼材(7.2.1) (表7.2.1)	記号の種類 適用箇所 備考 形状及び寸法は、図示による。			
	2 高力ボルト (7.2.2)(7.3.2) (7.4.2)(7.4.7)	種類 径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考 すべり係数試験 :【・実施する ・実施しない】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示 ・】			
7 鉄骨工事	3 普通ボルト (7.2.3)(7.3.2)	径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考			
	4 アンカーボルト (7.2.4)(7.3.2) (7.10.3) (表7.10.1)	・構造用アンカーボルト 種類 縁端距離 間隔 ゲージ 形状及び寸法 保持及び埋込み工法 ・建方用アンカーボルト 種類 縁端距離 間隔 ゲージ 形状及び寸法 保持及び埋込み工法			
	5 デッキプレート (7.2.7)(7.7.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考 デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示 ・】			
	6 スタッド (7.2.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考			
	7 柱底均しモルタル (7.2.9)	材料 厚さ 種別 備考			
	8 材料試験等 (7.2.10)	引張りを受ける材料の試験等:・実施する【図示()】			
	9 仮組(7.3.10)	仮組の実施 :【・実施する ・実施しない】			
	10 溶接 (7.6.3)(7.6.4) (7.6.7)(7.6.12)	開先の形状 エンドタブの有・無 及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験			
	11 塗料の種別 (7.8.4) (表18.3.1)	鋼止め塗料の種別:【・A種 ・B種】			
	12 耐火被覆の種類及び性能 (7.9.2)(7.9.3)	種類 所要性能及び摘要箇所			
	13 その他(7.11.2) (7.12.5)	(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法: (2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理: 【・プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法:】			
8 防水工事	1 防水の種類	施工部位 材質 形状 寸法 備考 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)	<p>(1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)</p> <p>(2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3) (表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3) (表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)</p> <p>(3) その他の材料等 ・押え金物 : (材質)(寸法) ・絶縁用シート : (材質) ・断熱材 : (材質)(厚さ) ・立上り部保護 : (材質)(工法等) ・脱気装置 : (種類)(設置数) ・仕上げ塗料 : (種類)(使用量)</p> <p>(4) 施工 ・下地の処理方法等 : ()</p> <p>2 シーリング (9.7.2)(9.7.3) (9.7.5) (16.14.5) (17.3.2)</p> <p>3 保証</p> <p>(1) 元請業者、施工業者、製造所の第三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。</p>	9 1 防水の種類 (1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1) (2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3) (表9.2.3)-(表9.2.9)(表9.3.1)-(表9.3.3) (表9.4.1)-(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)	
	2 シーリング (9.7.2)(9.7.3) (9.7.5) (16.14.5) (17.3.2)	シーリング材の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験 ※簡易接着性試験			
	3 保証	(1) 元請業者、施工業者、製造所の第三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。			
	4 保証				
	5 保証				
	6 保証				
	7 保証				
	8 保証				
	9 保証				
	10 保証				
10 石工事	1 石材(10.2.1)	(1) 天然石 (表10.2.1) (表10.2.2)	<p>(1) 天然石 (表10.2.1) (表10.2.2)</p> <p>(2) テラゾ 施工箇所 種石の種類、大きさ 形状及び寸法 表面仕上げの種類</p> <p>2 壁の石張り工法 (1) 工法、加工等 (10.3.2)(10.4.2) (10.5.2)</p> <p>(2) 乾式工法の方式:【・スライド方式 ・ロッキング方式】 (3) あと施工アンカーの材質及び寸法: (4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:</p> <p>3 床及び階段の石張り (10.6.2)(10.6.3)</p> <p>4 特殊部位の石張り(10.7.1) (10.7.2)(10.7.3)</p>	10 1 石材(10.2.1) (1) 天然石 (表10.2.1) (表10.2.2)	
	2 壁の石張り工法	(1) 工法、加工等 (10.3.2)(10.4.2) (10.5.2)			
	3 床及び階段の石張り	(10.6.2)(10.6.3)			
	4 特殊部位の石張り	(10.7.1)(10.7.2)(10.7.3)			
	5 特殊部位の石張り				
	6 特殊部位の石張り				
	7 特殊部位の石張り				
	8 特殊部位の石張り				
	9 特殊部位の石張り				
	10 特殊部位の石張り				
11 タイル工事	1 タイル(11.2.2)(11.3.2)	(1) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性 (2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】 (3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】	<p>(1) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性 (2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】 (3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】</p> <p>壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理: 【・MCR工法 ・目荒らし工法】</p> <p>11 1 タイル(11.2.2)(11.3.2)</p>	11 1 タイル(11.2.2)(11.3.2)	
	2 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	3 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	4 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	5 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	6 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	7 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	8 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	9 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと張り工法(11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)			
	10 あと張り工法(11.2.6)(11.3.7)	(1) あと			

⑯ 左 官 工 事	1 ラス系下地 (15.2.4)	(1) 種類: ・通気工法(・二重下地・単層下地) ・直貼り工法(・ラスマル下地・ラシートマル下地) ・外張熱工法で断熱材の外側に胴縫を施工する形 式の通気工法を行う場合() (2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指 定がある場合の下地の仕様()	7 ステンレス製建 具 (16.6.2)(16.6.3)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等) (2) 表面仕上げ:【※HL・バイプレーション・鏡面・】	2 カーペット敷き (19.3.2) (19.3.3) (表19.3.1) (表19.3.2)	施工箇所 カーペットの種 類・種別 厚さ パイル 形状等 工法 ・グリッパー・全面接着 ・グリッパー・全面接着
	2 せっこうボード その他のボード 下地(15.2.5)	材料 種類 厚さ	8 木製建具 (16.7.2) (16.7.4)	(1) かまち戸 かまちの樹種: 鏡板の樹種: (2) ふすま 上張りの種類: 縁の仕上げ:	3 合成樹脂塗床 (19.4.3)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:
	③ モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	(1) モルタル: ・現場調合材料・既調合材料() (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する・実施しない】	9 建具用金物 (16.8.2)(16.8.3) (表16.8.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式 金物の種類 見え掛け部の材質 備考 (2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。	4 フローリング張 り (19.5.2)(19.5.3)	施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)
	4 仕上塗材仕上 げ(15.6.2) (表15.6.1)	種類 呼び名 仕上げの形状・工法等	10 鍵 (16.8.4)	(1) マスターキー:【・製作する・製作しない】 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまと めて納品する。	5 フローリングボ ードの特殊張り (19.5.2)	体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床 は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」に よる。
	5 マスチック塗料 塗り(表15.7.2)	工程 種別 塗料その他	11 自動ドア開閉裝 置(16.9.3) (表16.9.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】 (2) センサーの種類:	6 置敷き (19.6.2)	(1) 置の種別【・A種・B種・C種・D種(種別:)】 (2) 置表に使用する材料は沖縄県産とする。
	6 せっこうプラス ター塗り (15.8.2)(15.8.3)	(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター ・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用) (2) 上塗り:・既調合プラスター(上塗り用)・しつくい塗り	12 シャッター (16.11.2) (16.12.2) (16.12.4)	(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 開閉機能:【・手動式・電動式】 (4) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式: 【・インターロッキング形・オーバーラッピング形】	7 せっこうボード その他のボード及 び合板張り (19.7.2) (19.7.3) (表19.7.5)	(1) せっこうボード 規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第 12章第3項及び第4項を適用する。 (2) 合板の種類 合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第 12章第3項及び第4項を適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材: 【・】 品質及び防火性能:【・】
	7 しつくい塗り (15.10.2)	(1) しつくい:・現場調合材料・既調合材料()	13 オーバーヘッド ドア(16.13.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】 (3) 収納形式による区分:	8 壁紙張り (19.8.2)	9 断熱材の種類及び厚さ:【・】
	8 ロックウール吹 付け(15.12.3)	仕上げ厚さ:	14 ガラス (16.14.2) (16.14.4) (16.14.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 ガラスの種類 厚さ等 備考 (2) ガラス留め材 建具の種類 材種 (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形状呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧かべ	20 ユニット 及びその 他工事 1 フリーアクセ スプロア(20.2.2)	施工箇所 寸法 高さ 耐震性能 所定荷重 帯電防 止性能 漏えい抵 抗
	1 防火戸等 (16.1.3)(16.1.6)	(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。	2 可動間仕切 (20.2.3)	施工箇所 構造形式 構成基材 遮音性 表面仕上げ 建具寸法等	2 可動間仕切 (20.2.4)	施工箇所 種類 表面材 操作方法 遮音性 備考 あと施工アンカの使用:【・有り・無し】材質、寸法等は図示に よる。
	2 見本の製作等 (16.1.4)	(1) 建具見本の製作:【・行う・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組:【・実施する・実施しない】	3 移動間仕切 (20.2.4)	施工箇所 種類 表面材 操作方法 遮音性 備考	4 トイレブース (20.2.5)	表面材の材質 脚部の形状及び寸法 ドアエッジの形状及び材質
	3 アルミニウム製 建具 (16.2.2) (16.2.4) (16.2.5) (表14.2.1) (表16.2.1)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセッテ等の適用及び等級 ドアセッテ等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセッテ ・断熱ドアセッテ ・耐震ドアセッテ	5 手すり (20.2.6)	(1) 手すり 【・SUS304(表面処理・※HL程度)・鋼製(表面処理溶融亜鉛めっき) (※標準仕様書表14.2.2による種別(・種類))】	6 階段滑り止め (20.2.6)	材種 形状 寸法 備考
	4 樹脂製建具 (16.3.2) (16.3.3) (16.3.4) (16.3.5) (表16.3.1) (表16.3.2) (表16.3.3) (表16.3.4)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセッテ等の適用及び等級 ドアセッテ等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセッテ ・断熱ドアセッテ	7 ブラインド (20.2.14)	形式 種類 スラットの材質 スラットの幅 施工箇所	8 ロールスクリー ン(20.2.15)	操作方式 幅及び高さ 材種 品質等 施工箇所
	5 鋼製建具 (16.4.2)	(3) 表面色: (4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。 (5) ガラス:※複層ガラス・単板ガラス・三重ガラス (6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・】 (1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)	9 カーテン (20.2.16)	形式 開閉操作 きれ地の種別等 施工箇所 備考	9 カーテン (20.2.16)	形式 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工箇所 図示[A-]
	6 鋼製軽量建具 (16.5.2) (16.5.3) (表16.2.1)	(2) 特殊なドアセッテ等の適用及び等級 ドアセッテ等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセッテ (3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセッテ等の適用及び等級 ドアセッテ等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセッテ (3) ビニール被覆鋼板:【・使用する・使用しない】 (4) カラー鋼板の適用:【・使用する・使用しない】	10 間知石及びコン クリート間知ブ ロック積み (20.4.2) (20.4.3)	(1) 間知石 材種 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工箇所 図示[A-] (2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量 区分:【・】	10 間知石及びコン クリート間知ブ ロック積み (20.4.2) (20.4.3)	(1) 間知石 材種 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工箇所 図示[A-] (2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量 区分:【・】
	7 排水工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	11 くつふきマット (20.4.3)	(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】 (2) 受け枠の材種: 【・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】	11 くつふきマット (20.4.3)	(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】 (2) 受け枠の材種: 【・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】
	8 建築工事	2 保証 (19.2.2)-(18.13.2)	12 流し台ユニット (20.4.3)	名称 寸法 適用内容 規格・品質 備考 流し台 コンロ台	12 流し台ユニット (20.4.3)	名称 寸法 適用内容 規格・品質 備考 流し台 コンロ台
	9 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	13 伸縮性床シート 等 (19.2.2)-(18.13.2)	(3) 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	13 伸縮性床シート 等 (19.2.2)-(18.13.2)	(3) 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	10 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	14 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(4) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	14 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(4) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	11 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	15 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(5) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	15 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(5) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	16 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	16 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(6) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	16 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(6) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	17 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	17 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(7) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	17 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(7) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	18 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	18 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(8) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	18 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(8) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	19 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	19 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(9) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	19 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(9) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	20 建築工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	20 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(10) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	20 フローリング 床 (19.2.2)-(18.13.2)	(10) フローリング床の適用: 【・木製フローリング床・アクリル床・PVC床】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
	21 排水工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	21 排水管 (21.2.1)	材種 管の種類 呼び径 備考	21 排水管 (21.2.1)	材種 管の種類 呼び径 備考
	22 補装工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	22 路床 (22.2.1)	(1) 側塊 形状 尺寸 備考	22 路床 (22.2.1)	(1) 側塊 形状 尺寸 備考
	23 植栽工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	23 植樹 (23.2.2)-(23.3.4)	(2) 排水栓 種類 適用荷重 備考	23 植樹 (23.2.2)-(23.3.4)	(2) 排水栓 種類 適用荷重 備考
	24 整備工事	1 ピニル床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	24 整備 (24.2.2)-(24.3.4)	(3) グレーチング 材		

■ 計画概要書

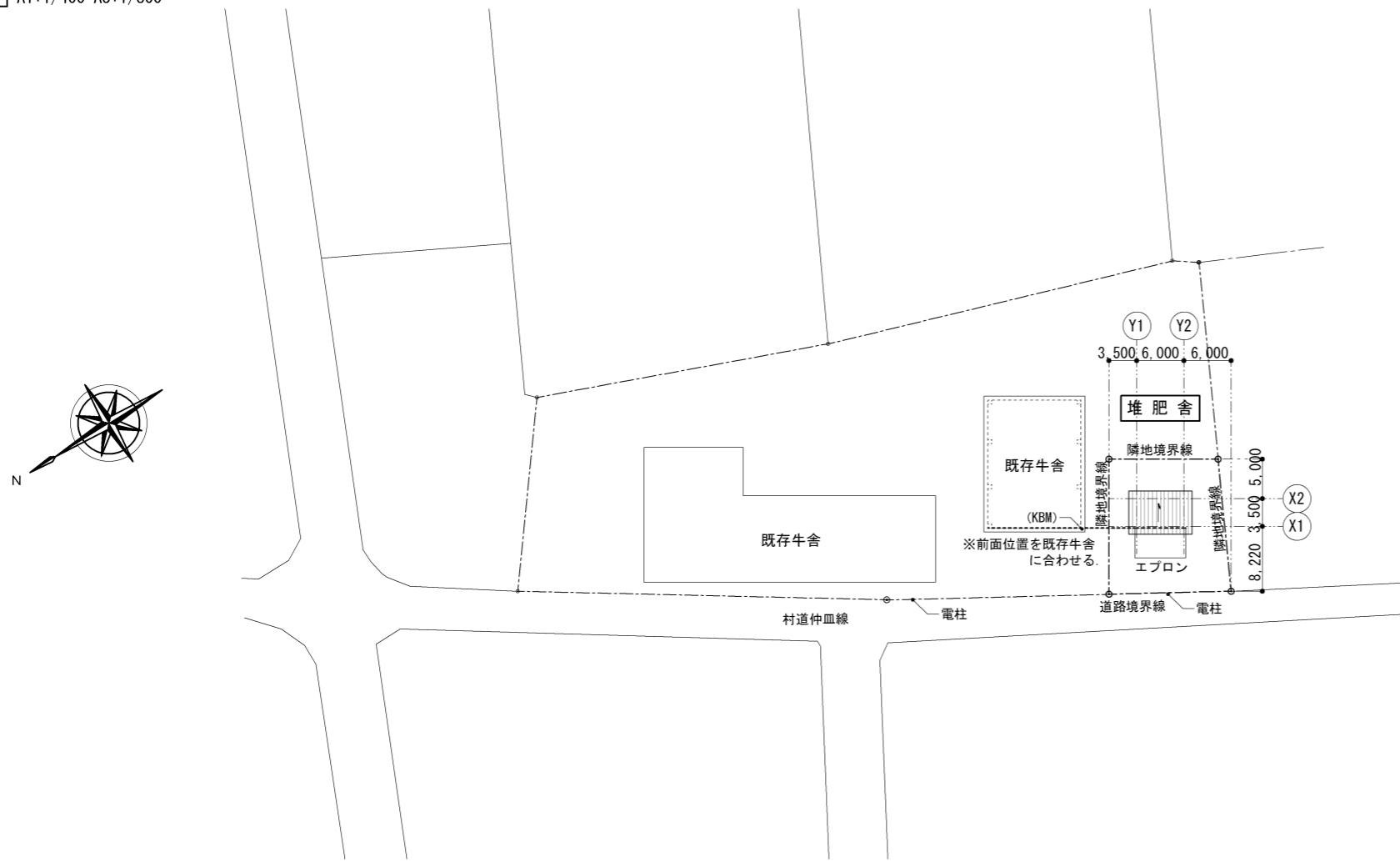


工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事（森山英樹 堆肥舎）	
敷地概要	地名地番	多良間村字仲筋1449番地
	敷地面積	248.38 m ²
	都市計画区域	都市計画区域外
用途地域	・	
防火地域	・	
指定建蔽率	・	
指定容積率	・	
高さ制限	・	
日影規制	・	
道路	多良間村道仲皿線	
建物概要	建物用途	堆肥舎
	工事の種別	新築工事
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	平屋建て
	地盤面	GL+0.00m
	最高高さ	4,250 m
	軒高さ	4.000 m
	建築面積	21 m ²
	床面積	1階床面積 21 m ² 延べ床面積 21 m ²

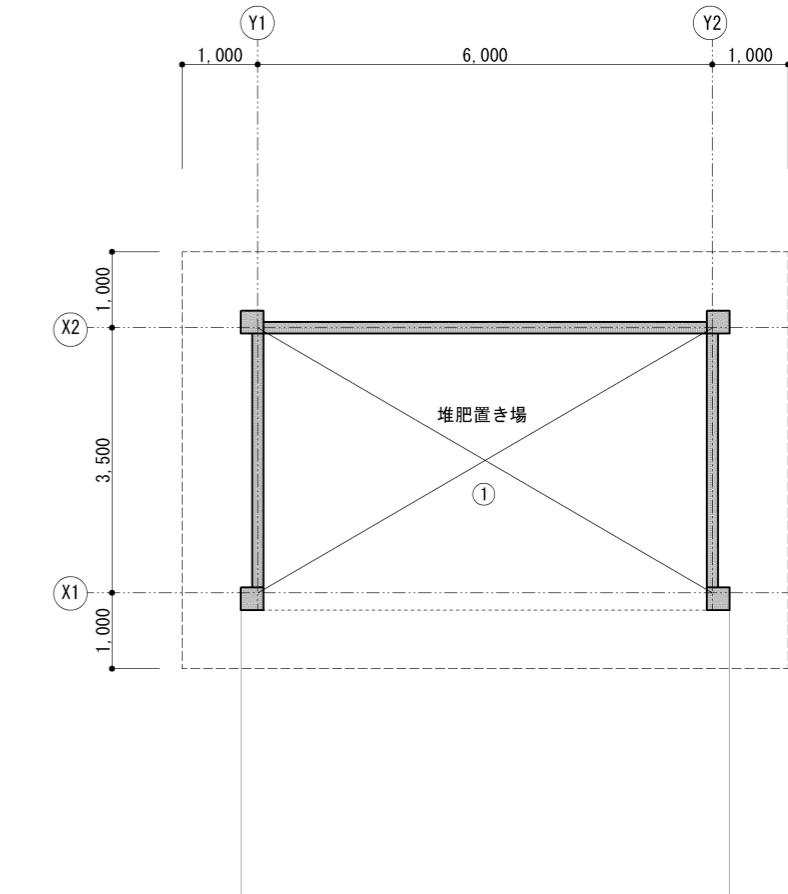
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事		工事年度	令和5年度
工事場所	多良間村字仲筋1449番地		図面名称 縮尺	案内図・計画概要 noscale
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社		図面番号	A-05
摘要				
設計者	管理建築士	設計	製図	建築設計 a i r 下地秀政
備考				登録番号 一級建築士 登録 第 313070 号 所在地 宮古島市平良字下里1201-6(1階)

森山氏：堆肥舎

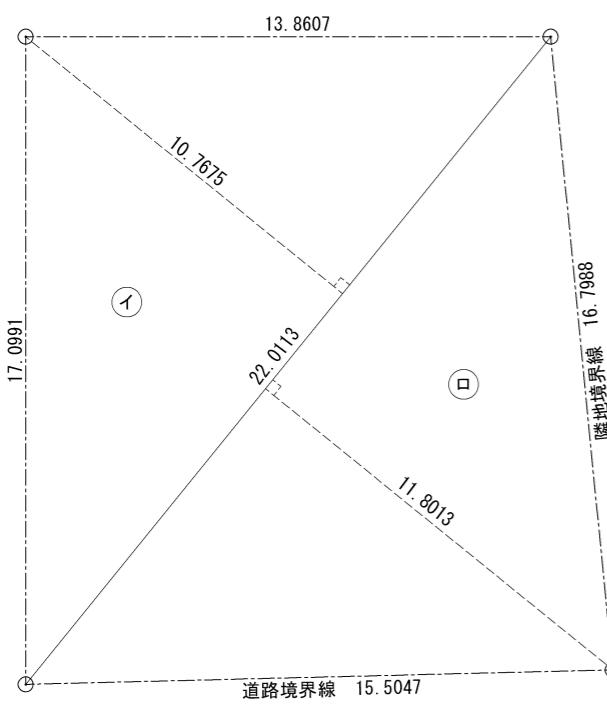
配置図 A1:1/400・A3:1/800



建物求積図 A1:1/50・A3:1/100



敷地求積図 A1:1/100・A3:1/200



敷地求積表

符号	底辺	高さ	倍面積
①	22.0113	10.7675	237.0066
②	22.0113	11.8013	259.7619
合計			496.7685
合計面積			248.3842
地積			248.38 m ²

建物求積表

階	場所	番号	X (m)	Y (m)	面積 (m ²)	小計 (m ²)
1	堆肥置き場	①	6.00	3.50	21.000	21.000
延べ床面積						21.00
建築面積						21.00

森山氏：堆肥舎

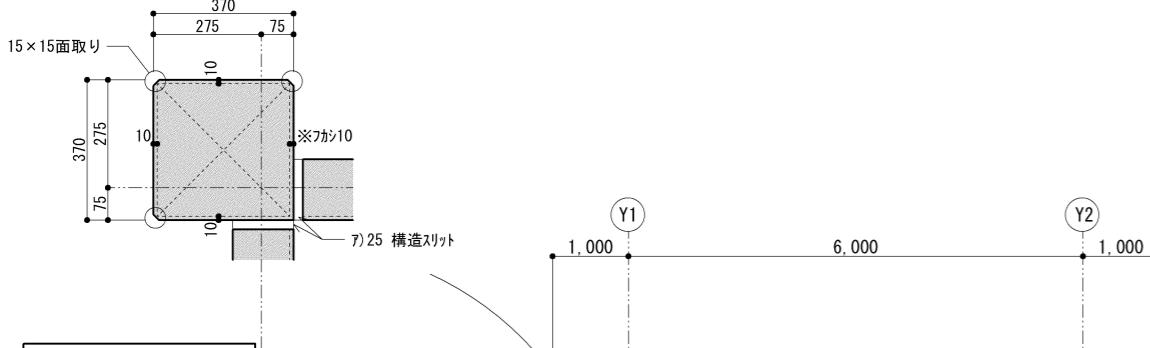
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事		工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地		図面名稱 縮尺	配置図・求積図 図示	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社		図面番号	A-06	
摘要					
設計者	管理建築士	設計	製図	名称	建築設計 air
備考				資格者氏名	下地 秀政
				登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
				所在地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

内外部仕上表

堆 肥 舎	屋 根	7) 1.5 塩ビ畜産波板（スレート小波）山高18mm ピッチ63mm. JIS表示許可製品 国土交通大臣認定 光線透過率5%以下。 ステンレススクリュービス使用 L=65. ワッシャーパッキン。 木製下地組。母屋 @450 杉60×120.	壁	コンクリート打放し補修 (15×15 壁水平部面取り)	その 他	ステンレス製アイボルト×20ヶ所設置。
		7) 100 コンクリート刷毛引き仕上げ Φ5×150×150 ワイヤーメッシュ敷込み。7) 0.15防湿シート敷き	床			
柱・梁	柱角部面取り	エプロン	7) 100 コンクリート刷毛引き仕上げ (15×15角部面取り) Φ5×150×150 ワイヤーメッシュ敷込み、ひび誘発目地。			

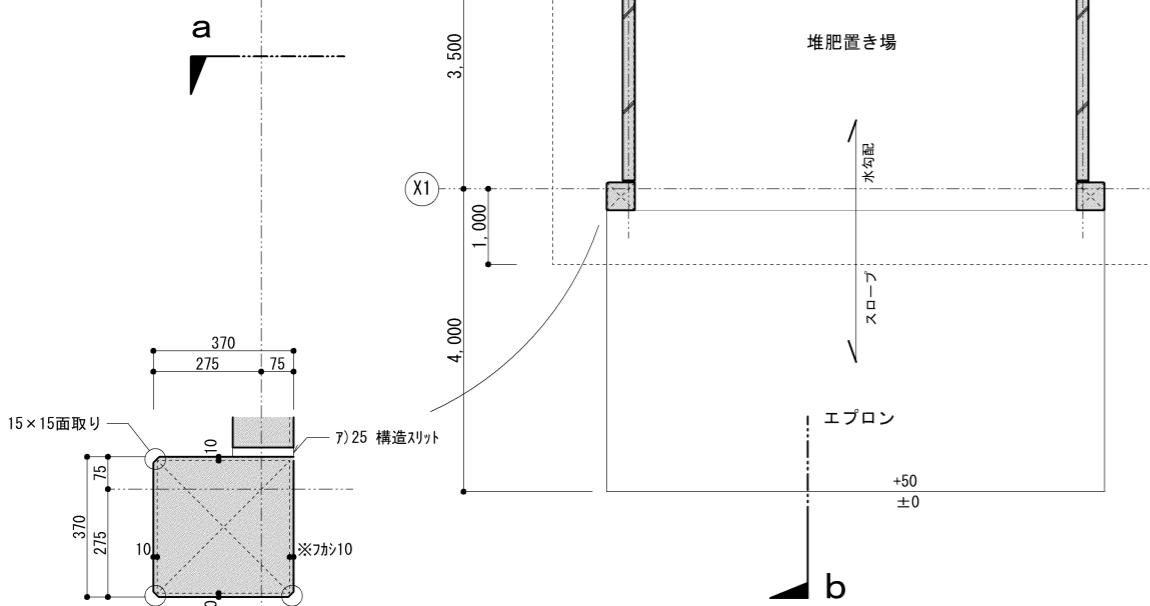
平面詳細図 ※ 建築物の中心の地表面を設計GLとする。また、図中のレベルは設計GLからの高さを示す。

A1:1/50-A3:1/100

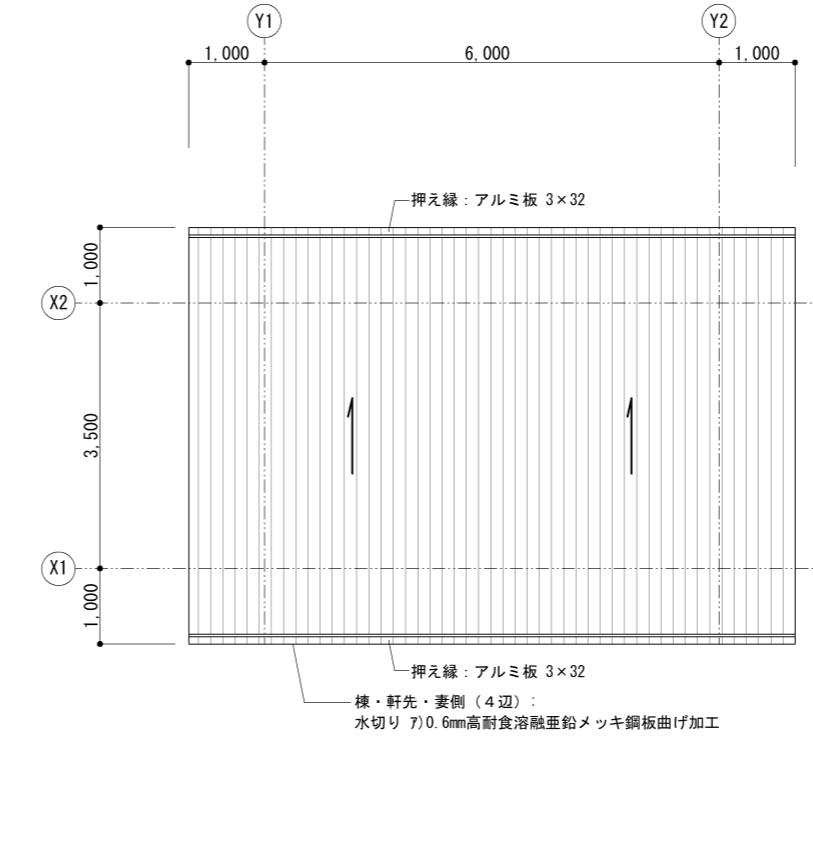


柱角部面取り詳細図 A1:1/10-A3:1/20

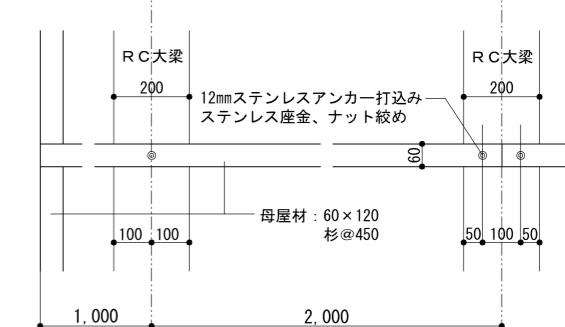
※ 面取り高さはGL+2,150までとする。



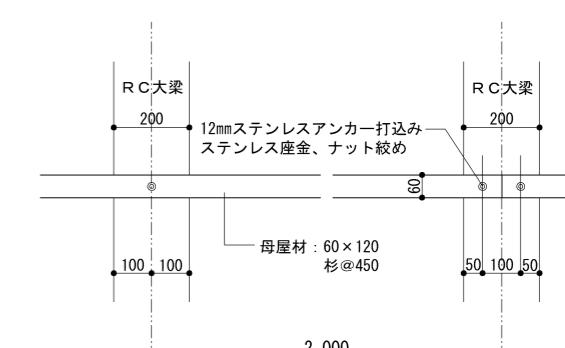
屋根伏図 A1:1/50-A3:1/100



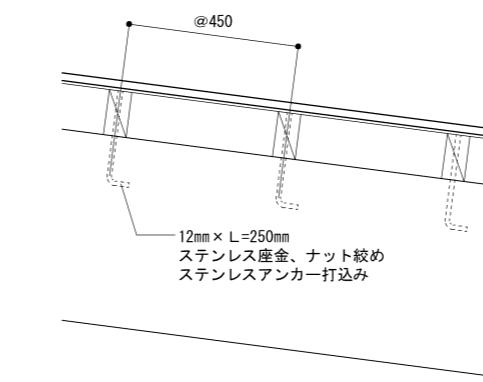
母屋詳細図 A1:1/10-A3:1/20



平面図(妻側)



平面図(一般部)



屋根特記事項

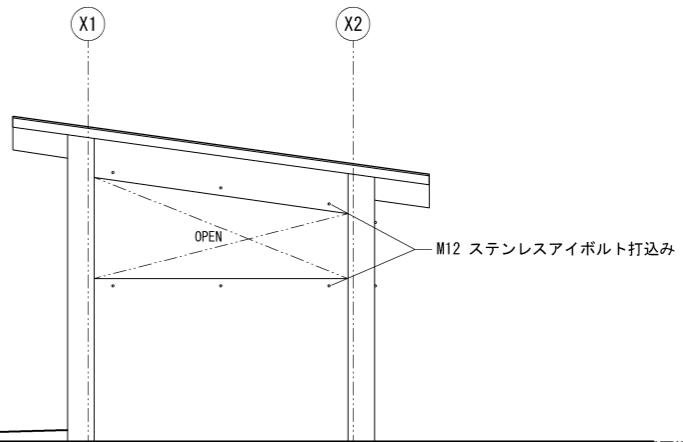
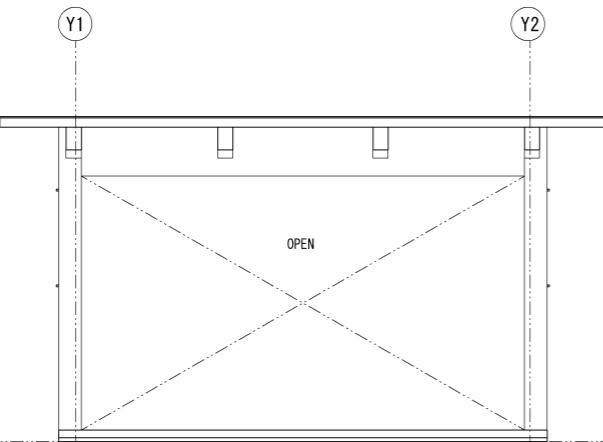
- 母屋取付用ステンレスアンカーは、M12×250とする。
- 屋根材取付用ステンレススクリュービスのピッチは、軒、棟周辺部1mまでは@450×63(全山)とし、一般部は@450×125(1山飛ばし)とする。
- 母屋材の上端には、ブチルゴムシートを張り絶縁処理を行う。
- 屋根材の重ね部分は、シーリング処理を行う。

断面詳細図

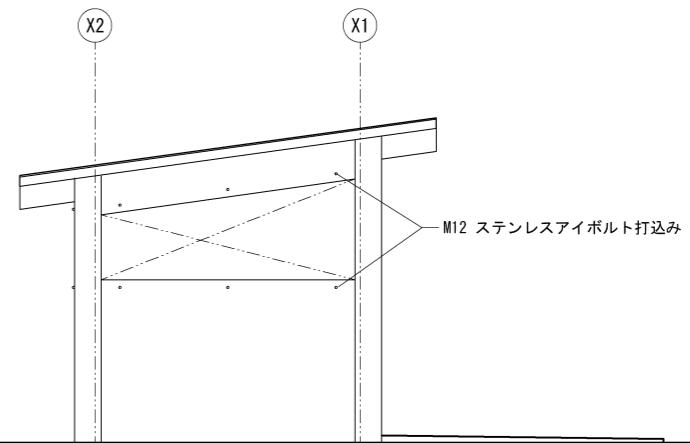
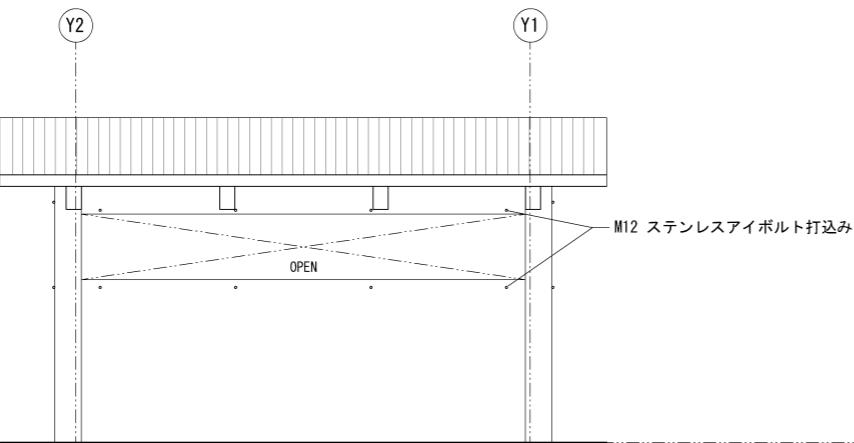
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事		工事年度	令和5年度
工事場所	多良間村字仲筋1449番地		図面名称 縮尺	仕上表・平面図詳細図・屋根伏図 図示
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社		図面番号	A-07
摘要			名 称	建築設計 air
設計者	管理建築士	設計	製図	
備考	登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号	資格者氏名	下 地 秀 政
	所在地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)	登録番号	

森山氏：堆肥舎

立面図 A1:1/50・A3:1/100

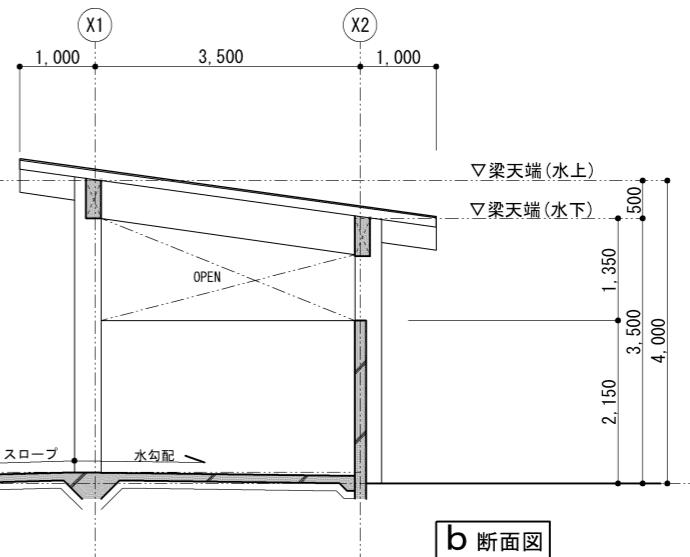
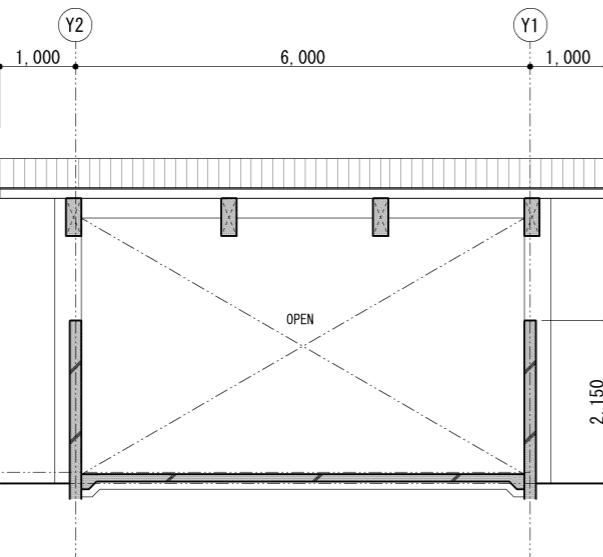


西立面図



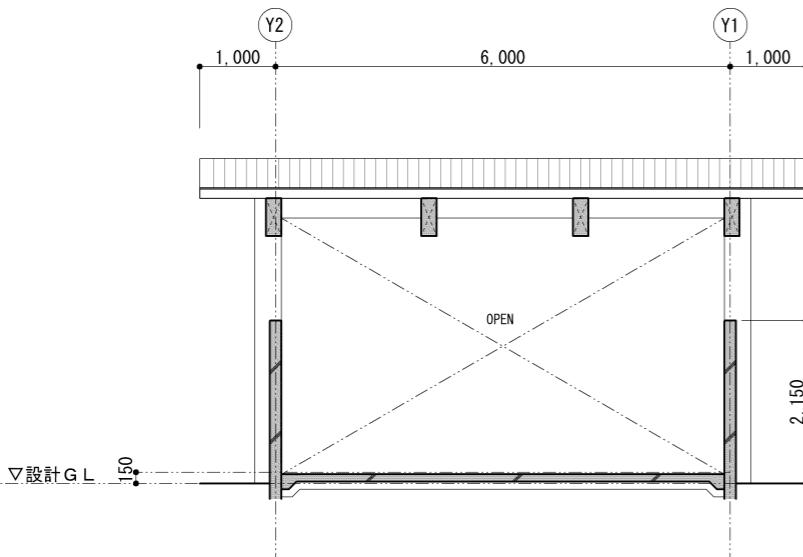
南立面図

東立面図

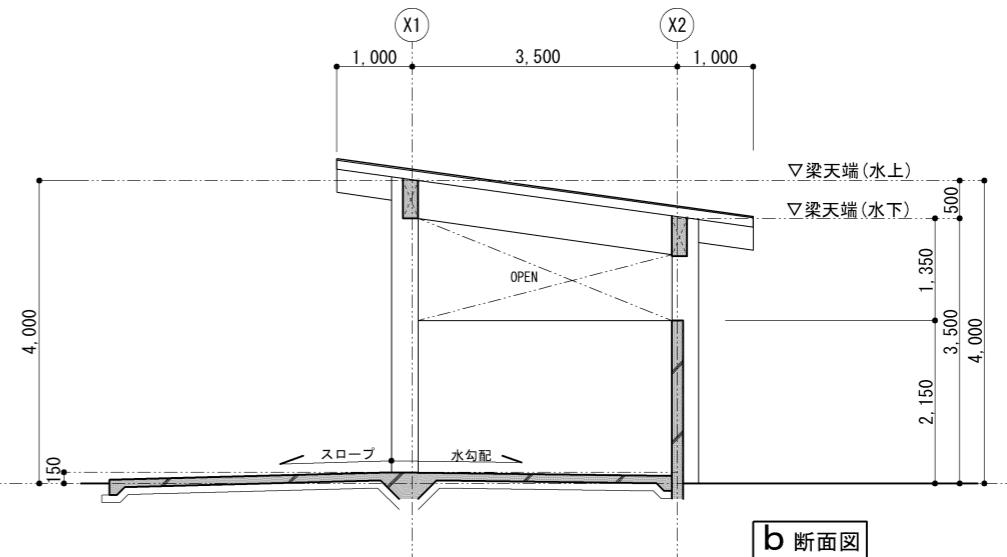


北立面図

断面図 A1:1/50・A3:1/100



a 断面図

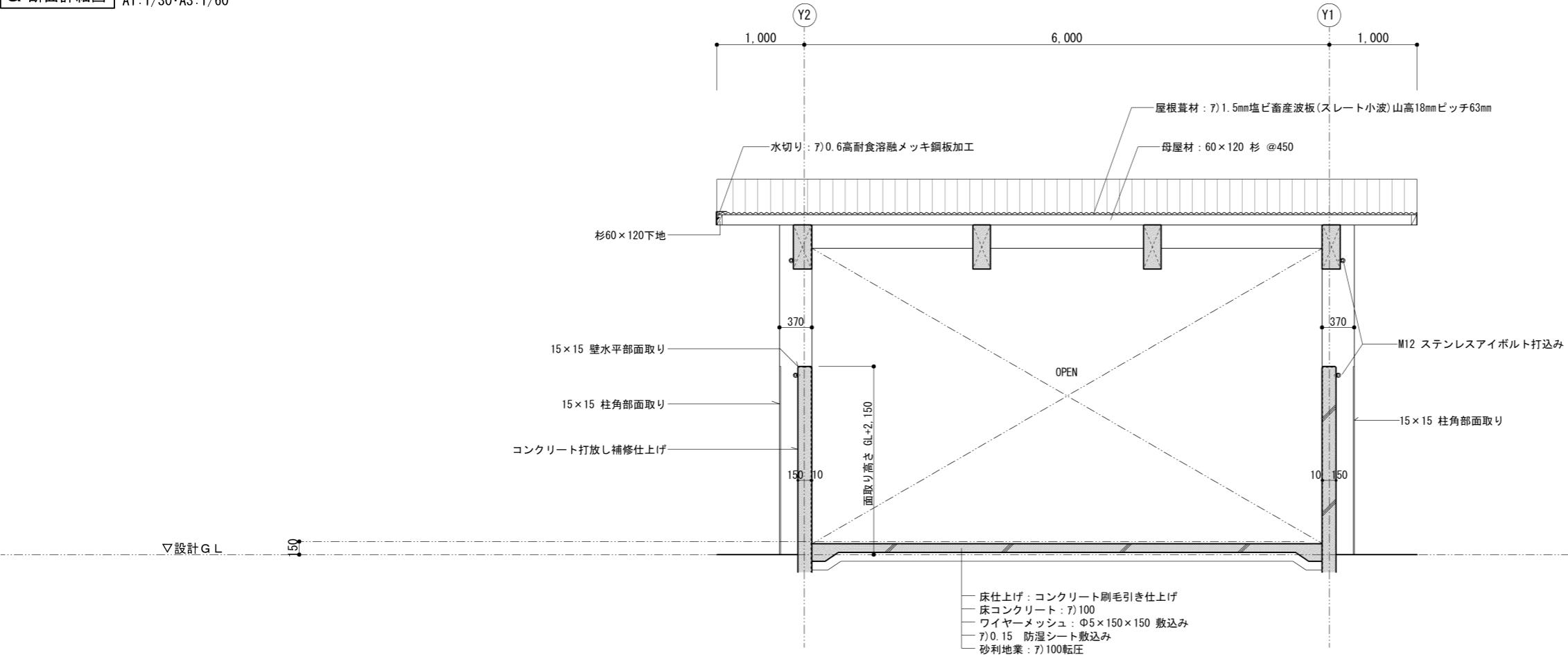


b 断面図

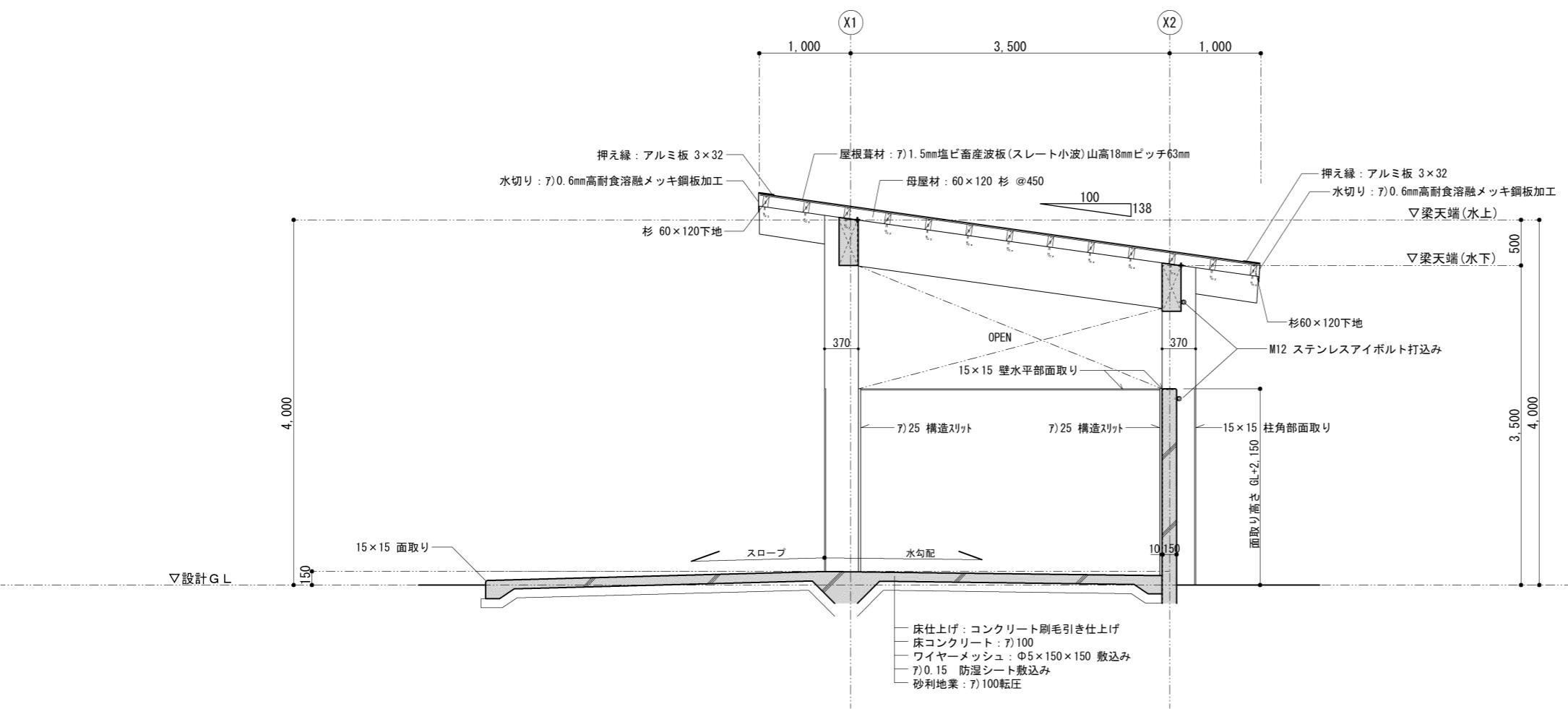
森山氏：堆肥舎

工事名称	宮古地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地			図面名稱 縮 尺	立・断面図 A1:S=1/50・A3:S=1/100	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-08	
摘要						
設計者	管理建築士	設計	製図	名 称	建築設計 a i r	
				資格者氏名	下 地 秀 政	
				登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号	
				所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)	

a 断面詳細図 A1:1/30・A3:1/60

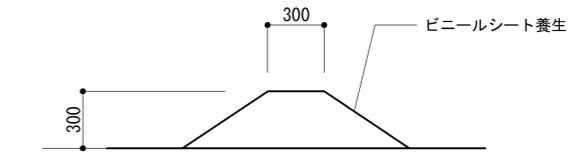
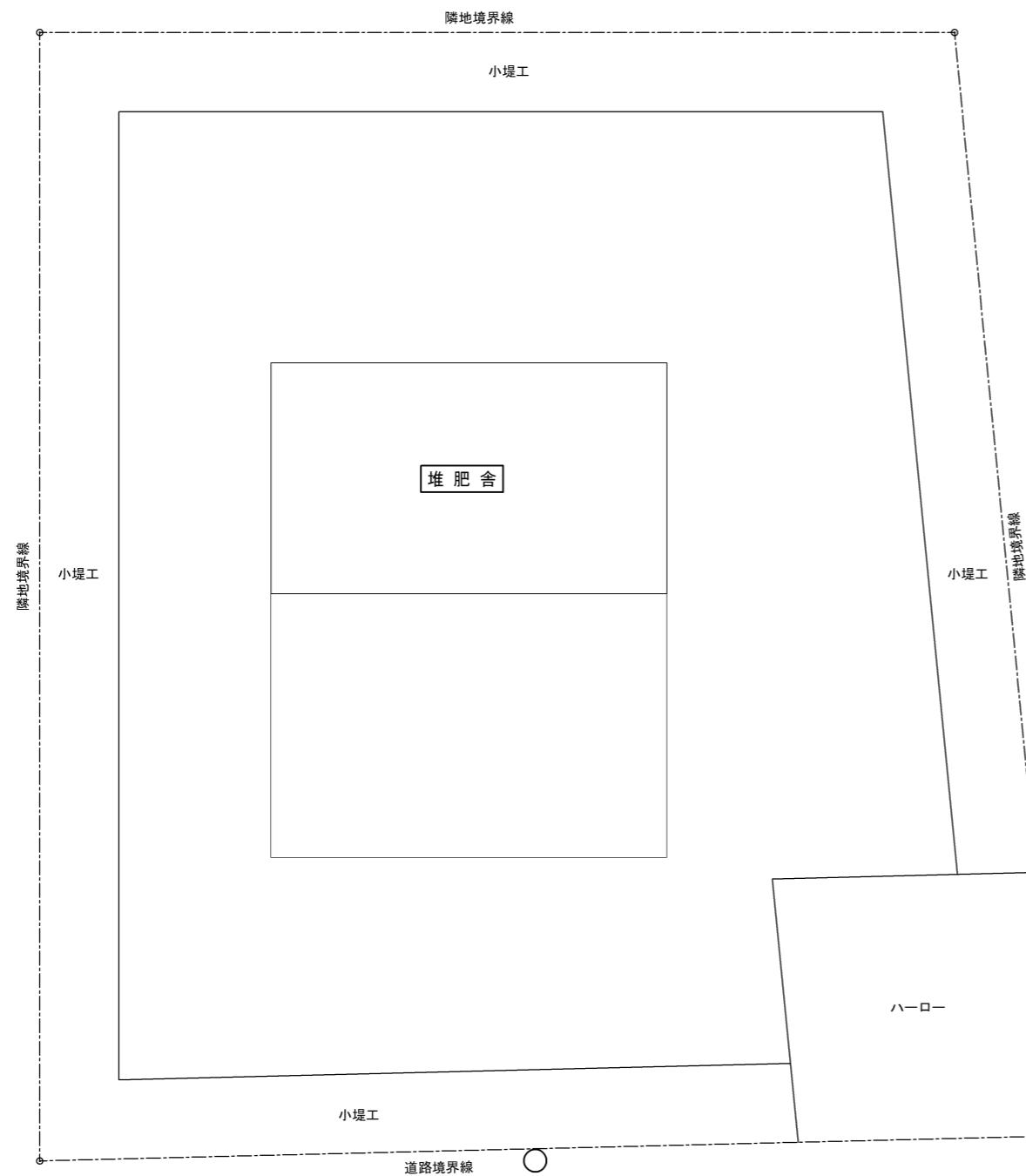


b 断面詳細図 A1:1/30・A3:1/60

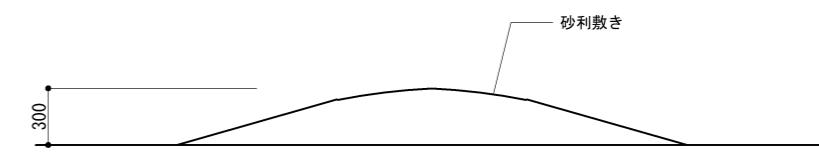


工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地			図面名称 縮 尺	断面詳細図 A1:S=1/30・A3:S=1/60	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-09	
概 要					名 称	建築設計 a i r
設 計 者	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	下 地 秀 政
備 考					登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
					所 在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

森山氏：堆肥舎



小堤工 A1:1/20・A3:1/40



ハーロー (車両搬入口小堤) A1:1/20・A3:1/40

※ 裸地が発生する期間は小堤工にて対策を行なう。

森山氏：堆肥舎



工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地			図面名称 縮 尺	赤土流出防止対策図 図 示	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社				図面番号	A-10
概 要				設 計 者	名 称	建築設計 a i r
	管理建築士	設 計	製 図	備 考	資格者氏名	下 地 秀 政
					登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
					所 在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

事業説明表示板

○ 施設年度：令和〇年度
事 業 名：畜産担い手育成総合整備事業
地 区 名：宮多地区
発 注 者：公益財団法人 沖縄県農業振興公社
(沖縄県農林水産部畜産課)
施 行 者：工事施工者名記入
施 設：堆肥舎
竣 工：令和〇年〇月

■ A4サイズ（アクリル板 厚5）
■ 板は黒、掘込み文字は白とする。

ステンレスビス止め4ヶ所

畜舎特例法施設表示板

○ 延床面積等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済
(A構造畜舎等)

認定年月日・番号	令和〇年〇月〇日 第〇号
認定した者	沖縄県農林水産部 畜産課
認定計画実施者氏名	公益財団法人 沖縄県農業振興公社
備考	

■ A4サイズ（アクリル板 厚5）
■ 板は黒、掘込み文字は白とする。

ステンレスビス止め4ヶ所

森山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字仲筋1449番地			図面名称 縮 尺	雑詳細図 図 示	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-11	
摘要				設計者	名 称	建築設計 a i r
備考	管理建築士	設計	製図		資格者氏名	下 地 秀 政
					登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
					所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)